

「生活保護制度に関する国と地方の実務者協議
におけるこれまでの議論の整理」について
(委員依頼資料)

「生活保護制度に関する国と地方の実務者協議における
これまでの議論の整理」（令和4年4月22日）（抄）

生活保護制度に関する国と地方の実務者協議におけるこれまでの議論の整理

- 生活保護制度の見直しの検討にあたり、令和3年11月より6回にわたって、地方自治体の実務者と協議を行い、今般、これまでの議論の整理を行った。今後、これを踏まえ、地方自治体の首長級との協議である「生活保護制度に関する国と地方の協議」を開催する予定。
- また、今後、社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会において、これまでの議論の整理を報告し、生活保護制度の見直しについて更に議論する予定。

【構成】

○ 地方自治体の生活保護担当者（課長級等）

（参加自治体）

福島県、大阪府、豊島区、高知市、川崎市、大阪市、湯梨浜町（鳥取県）、坂町（広島県）

○ 厚生労働省

社会・援護局

総務課長、保護課長、保護課自立推進・指導監査室長、保護課保護事業室長、地域福祉課生活困窮者自立支援室長

【開催実績】

令和3年11月19日	第1回	生活保護制度の現状等
令和3年12月6日	第2回	包括的な自立支援・就労支援、子どもの貧困対策、生活保護基準における級地制度
令和3年12月24日	第3回	健康管理支援事業及び医療扶助
令和4年1月31日	第4回	居住支援
令和4年2月15日	第5回	事務負担の軽減及び生活保護費の適正支給の確保策等、生活保護基準における級地制度
令和4年3月29日	第6回	これまでの議論の整理について

これまでの議論の整理 目次

1. 現下の経済社会状況を踏まえた生活保護制度による支援の在り方について (p.3)
2. 関係機関と連携した包括的な自立支援について (p.5)
3. 就労支援等について (p.8)
 - (1) 就労支援事業等について
 - (2) 就労インセンティブについて
4. 子どもの貧困対策について (p.12)
5. 被保護者健康管理支援事業及び医療扶助について (p.13)
 - (1) 被保護者健康管理支援事業及び頻回受診対策等について
 - (2) 都道府県による関与について
6. 居住支援について (p.17)
 - (1) 保護施設について
 - (2) 無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設等について
7. 事務負担の軽減について (p.21)
8. 生活保護費の適正支給の確保策等について (p.22)
9. 生活保護基準における級地区分について (p.23)

9. 生活保護基準における級地区分について①

現状と基本的な方向

- 現行の級地区分については、昭和62年(1987年)に見直しを行って以降、市町村合併による上位級地への統合以外の見直しは行われていない一方で、地域における生活水準の実態は、昭和62年(1987年)当時から変化しており、自治体等からも級地区分の見直しの要望がある。
- 社会保障審議会生活保護基準部会において、令和3年9月21日に「生活保護基準における級地区分の検証に係る分析結果のまとめ」がとりまとめられたところ。本まとめを踏まえ、厚生労働省からは、級地の階級数及び個別の市町村の級地指定について、自治体等からの意見を参考としながら、国の統計による分析結果に照らして、見直しの必要性の有無も含めてあり方の検討を行う方向性の提案があった。

(級地の階級数)

- 級地の階級数については、生活保護基準部会の分析結果のほか、地域の実態を踏まえて、厚生労働省において検討されるものとなるが、同省から現行の各階級における枝番をそれぞれ廃止するか否かの範囲内で検討する方向性が提案(※)され、その検討の参考とするため都道府県に対してアンケート調査が行われた。
- アンケート調査の結果によれば、1～3級地のいずれの級地においても、枝番1と枝番2の地域間の平均的な生活に要する費用の違いについて「どちらともいえない・わからない」という意見が大部分を占めており、枝番1の地域が枝番2の地域より生活に要する費用が高いという意見はほとんど見られなかった。具体的な意見としては、1～3級地のいずれの級地においても、食料品、衣料品等のチェーン店が存在するため、枝番1の地域と枝番2の地域間で日常生活にかかる費用の差異はあまりないとする意見があったほか、3級地では、枝番2の地域の方が、大型量販店等が少なく選択肢がないために費用が割高であったり、交通機関が脆弱で移動コストが高いことがあるといった意見もあった。

(※) 級地の階級数については、前回見直しで1～3級地の3区分をそれぞれ2つに区分したという制度の経緯、現行の1～3級地の3区分の枠組みを変更する場合には今回分析対象としていない生活扶助以外の扶助や同級地区分を参照する他法・他施策にも影響があること、統計的にも現行の1～3級地の3区分の各階級間では一般低所得世帯の消費水準に有意な差があることを考慮して、現行の各階級における枝番をそれぞれ廃止するか否かの範囲内で検討することが提案された。

9. 生活保護基準における級地区分について②

現状と基本的な方向

- 級地の階級数については、①国の統計による分析において、級地の階級数を4区分以上とした場合には隣接級地間で一般低所得世帯の消費水準に有意な差がない箇所が生じ、また、現行の1～3級地の各級地における枝番1と枝番2の地域間でも一般低所得世帯の消費水準に有意な差がないこと、②アンケート調査の結果からも、各階級における枝番を廃止することは地域の実情に即したものと考えられることから、各階級における枝番を廃止し、1～3級地の3区分とする方向性は妥当なものと考えられる。

(個別の級地指定)

- 個別の市町村の級地指定については、変更すべき積極的な根拠がない限り、現行の級地指定を維持することを基本としつつ、分析結果に照らして各市町村の級地指定のあり方を検討(※)し、その結果、個別の市町村の指定を見直し得る場合には、被保護世帯の生活を含む地域の実態について福祉事務所を管理する自治体等の見解を聴取した上で見直しの判断をするという方向性が厚生労働省から提案された。
- 個別の市町村の級地指定については、提案された統計的な手法を用いて指定を見直し得る市町村を検討の対象とし、丁寧に自治体の意向を確認した上で指定の見直しの判断をするという方向性は妥当なものと考えられる。

(※) 生活保護基準部会の資料として示された個別市町村の階層化結果(「クラスタリングによる階層化」)及び「市町村規模を勘案しないクラスタリングによる階層化」による3区分の階層化結果)の統計的な有意性について示唆を得るための分析手法を基本として、統計的検定にあたっての有意水準を広くとった場合に、級地指定の引上げ又は引下げを行うべき結果となるような市町村について、指定の見直しを検討する等。

9. 生活保護基準における級地区分について③

具体的な議論

- 国の統計による分析結果を踏まえれば、枝番を廃止する方向性が妥当と考えられる。
- 同系列のスーパーを使っていれば物価はほとんど変わらず、交通費等を踏まえると生活コストは郡部と都市部に大差は無いと考えられる。
- また、地域による差が小さいのであれば、1つの区分に統合しても良いのではないかという意見もあった。
- 級地指定見直しの検討対象となる自治体に対しては、丁寧に意向を伺う必要がある。

参考

※第5回生活保護制度に関する国と地方の実務者協議資料2(R4.2.15)から抜粋したもの。

ただし、P9の調査票部分については、第2回生活保護制度に関する国と地方の実務者協議資料3(R3.12.6)の形式を変更した上で抜粋している。

(参考) 生活費用の較差についての都道府県へのアンケート調査結果

(調査の概要)

○ 調査の目的

級地の階級数については、社会保障審議会基準部会による「生活保護基準における級地区分の検証に係る分析結果のまとめ」（令和3年9月21日）を踏まえ、今後、令和5年以降の施行に向けて、国の統計による分析結果に照らし、その見直しの有無の必要性も含めて検討を行うこととなるが、その際の参考とするため、自治体等の意見を聴取することを目的とする。

○ 調査対象

都道府県（45都道府県）（※）

※ 本調査の特性を踏まえ、地域を広域的・横断的に把握する立場である都道府県を調査対象とし、調査事項の記入の前提となる同一級地での枝番1と枝番2の地域が管内に存在しない富山県及び高知県は調査の対象外。

○ 調査事項

同一級地間の枝番1と枝番2の地域における平均的な生活費（※）の較差

※ 食料品、衣服や履物、光熱・水道、家具・家電製品、交通機関、書籍や運動用具などの娯楽用品、理髪店や理美容品に係る利用や購入に要する費用

(参考) 「生活保護基準における級地区分の検証に係る分析結果のまとめ」（社会保障審議会生活保護基準部会 令和3年9月21日）

○ 級地の階級数に関しては、令和2年度に実施した委託事業「生活保護基準における級地制度に係る調査研究等」のとりまとめによれば、「一般低所得世帯の生活扶助相当支出額の階層間較差と1987年当時の基準額の級地間較差とを比べると、地域間の較差が小さいことや、級地の階級数を4区分以上とした場合には、隣接級地間で有意な較差が認められないことを踏まえると、級地の階級数を3区分程度にまで減らすことも検討されるべきではないか」とされている。

本部会では、この調査研究事業でとりまとめられた結果を基に審議を行った結果、階層化結果を用いた分析手法に留意点はあるものの、少なくとも階級数については6区分とする必要があるという結果は得られなかったことを確認した。

○ もとより級地制度は極めて地域的な問題でもあるので、厚生労働省において級地のあり方を検討するにあたっては、本部会における審議内容を踏まえ、また、その基となった分析内容と矛盾のないように留意し、被保護世帯の生活実態を考慮しつつ、現場を把握し保護の実施責任を持つ福祉事務所を管理する自治体等と適切かつ丁寧に調整されたい。

(参考) 生活費用の較差についての都道府県へのアンケート調査結果

(1) - ① 1級地についてのアンケート結果

- 1級地-1と1級地-2の両方が管内にある6自治体に対して調査を実施。
- いずれの費用に関しても、すべての自治体が「どちらともいえない・わからない」と回答しており、1級地-1と1級地-2の間に生活費用の較差があるという回答はなかった。

各地域の平均的な生活に要する費用に違いがあるか（1級地）

費用の内容	計	1級地-1 の方が高い	(違いの程度)			1級地-2 の方が高い	(違いの程度)			どちらとも いえない・ わからない
			大幅に	まあまあ	わずかに		大幅に	まあまあ	わずかに	
食料品の購入	6	0	0	0	0	0	0	0	0	6
衣服や履物の購入	6	0	0	0	0	0	0	0	0	6
光熱・水道	6	0	0	0	0	0	0	0	0	6
家具・家電製品	6	0	0	0	0	0	0	0	0	6
交通機関の利用	6	0	0	0	0	0	0	0	0	6
書籍や運動用具など の娯楽用品の購入	6	0	0	0	0	0	0	0	0	6
理髪店の利用や 理美容品の購入	6	0	0	0	0	0	0	0	0	6

(1) - ② 1級地-1と1級地-2の平均的な生活に要する費用の違いについての見解

<違いがあるとはいえない>

- ・ 総務省統計局が実施している家計調査及び都道府県が公表している消費者物価指数の調査にて、該当する一部の地域の収入・支出額や調査品目の小売価格を比較したところ、地域間での違いは見受けられなかった。
- ・ 1級地-2の地域は、1級地-1の市に隣接し、ほぼ同じ経済圏。チェーン店（食料品、衣料品等）が多数存在するため、日常生活にかかる費用の差異は少ない。

※ 「枝番1の地域での平均的な生活」と「枝番2の地域での平均的な生活」について、生活に要する費用の違いに関する見解として、自由記載欄に回答があった内容を、厚生労働省において、地域名の表現を統一し、個別の市町村名を匿名化して掲載。

(参考) 生活費用の較差についての都道府県へのアンケート調査結果

(2) - ① 2級地についてのアンケート結果

- 2級地-1と2級地-2の両方が管内にある15自治体に対して調査を実施。
- いずれの費用に関しても、「2級地-1の方が高い」という回答はなかった。
- 「光熱・水道」、「交通機関の利用」に要する費用に関しては、「2級地-2の方が高い」という回答がそれぞれ2自治体、3自治体からあったが、それ以外の自治体は「どちらともいえない・わからない」という回答だった。
- 上記以外の費用に関しては、すべての自治体が「どちらともいえない・わからない」と回答した。

各地域の平均的な生活に要する費用に違いがあるか（2級地）

費用の内容	計	2級地-1 の方が高い	(違いの程度)			2級地-2 の方が高い	(違いの程度)			どちらとも いえない・ わからない
			大幅に	まあまあ	わずかに		大幅に	まあまあ	わずかに	
食料品の購入	15	0	0	0	0	0	0	0	0	15
衣服や履物の購入	15	0	0	0	0	0	0	0	0	15
光熱・水道	15	0	0	0	0	2	0	1	1	13
家具・家電製品	15	0	0	0	0	0	0	0	0	15
交通機関の利用	15	0	0	0	0	3	0	1	2	12
書籍や運動用具など の娯楽用品の購入	15	0	0	0	0	0	0	0	0	15
理髪店の利用や 理美容品の購入	15	0	0	0	0	0	0	0	0	15

(2) - ② 2級地-1と2級地-2の平均的な生活に要する費用の違いについての見解 (1/2)

<違いがあるとはいえない>

- ・ ガソリン価格については、2級地-1の地域が高く、2級地-2の地域は安い傾向があるが、その他費用については較差を感じるほどの違いを感じられない。
- ・ 2級地-1の地域と2級地-2の地域の「生活に要する費用」に大差はない。
- ・ 各市の中心部においては、商品やサービスの価格に大きな差は無い。2級地-2の地域に含まれる中山間地域は、小規模な商店ばかりで価格が落とされない地域、また、生活用品や食品の調達のために多くの交通費を要する地域もあり、都市部並か、むしろ多くの費用がかかっている現状も見られる。
- ・ 生活に要する費用は大差ない。大手スーパー、大手量販店等はどこも同じ。流通網やネット環境の発展など、地域の消費生活を取り巻く環境は常に変容している。また商品を提供する店舗の形態も、地域の商店街が衰退し、郊外の大型チェーンストアに移行が進んできた。こうした経済活動の変化は町村部に限らず都市部でも顕著なものと思われる。地域間較差はある程度仕方ないと思われるが、生活保護制度における級地区分を設定するほどの相違があるか疑問を感じる。
- ・ 2級地-1、2級地-2の地域内で交通便など生活の利便性の差があるところもあるが、日常生活を送る上での費用に有意な差があるとは思えない。
- ・ 移送費対象外の交通費は、電車などの不便地ではコミュニティバスが運行されており、日用品に関しては、大型ショッピングセンターやインターネット購入ではどの地域も大きな費用の差はなく、家賃以外の差は少ないと思われる。
- ・ 生活に必要な物品の購入は、同系列の大型チェーン店等が多数存在するため、生活に要する費用の価格差はほとんどない。

※ 「枝番1の地域での平均的な生活」と「枝番2の地域での平均的な生活」について、生活に要する費用の違いに関する見解として、自由記載欄に回答があった内容を、厚生労働省において、地域名の表現を統一し、個別の市町村名を匿名化して掲載。

(2) - ② 2級地-1と2級地-2の平均的な生活に要する費用の違いについての見解 (2/2)

< 2級地-2の地域の方が高い >

- ・ 光熱・水道費用は、水道料金・都市ガス料金の単価が高いため、2級地-2の地域の方が高い。
- ・ 郊外型の店舗等は自家用車での移動を前提に考えられていることから、公共交通機関の環境状況による生活費への負担は一定程度あることが推測される。
- ・ 交通費は、2級地-1の地域で割安な路面電車が運行されているため、2級地-2の地域がわずかに高い。

※ 「枝番1の地域での平均的な生活」と「枝番2の地域での平均的な生活」について、生活に要する費用の違いに関する見解として、自由記載欄に回答があった内容を、厚生労働省において、地域名の表現を統一し、個別の市町村名を匿名化して掲載。

(参考) 生活費用の較差についてのアンケート調査結果

(3) - ① 3級地についてのアンケート結果

- 3級地-1と3級地-2の両方が管内にある41自治体に対して調査を実施。
- いずれの費用に関しても、7割以上の自治体が「どちらともいえない・わからない」と回答。
- ほとんどの費用に関して、「3級地-2の方が高い」という回答が、「3級地-1の方が高い」という回答よりも多くなっている。特に、「交通機関の利用」に要する費用に関しては、11自治体が「3級地-2の方が高い」と回答し、「3級地-1の方が高い」と回答したのは1自治体だった。

各地域の平均的な生活に要する費用に違いがあるか（3級地）

費用の内容	計	3級地-1 の方が高い	(違いの程度)			3級地-2 の方が高い	(違いの程度)			どちらとも いえない・ わからない
			大幅に	まあまあ	わずかに		大幅に	まあまあ	わずかに	
食料品の購入	41	2	1	1	0	7	0	3	4	32
衣服や履物の購入	41	1	0	0	1	8	0	5	3	32
光熱・水道	41	2	0	1	1	3	0	1	2	36
家具・家電製品	41	0	0	0	0	8	1	5	2	33
交通機関の利用	41	1	0	1	0	11	1	9	1	29
書籍や運動用具など の娯楽用品の購入	41	2	1	1	0	6	0	4	2	33
理髪店の利用や 理美容品の購入	41	1	0	1	0	6	0	5	1	34

(3) - ② 3級地-1と3級地-2の平均的な生活に要する費用の違いについての見解 (1/4)

<違いがあるとはいえない>

- ・ 3級地-2の地域の中心部の方が3級地-1の地域の周辺部よりも利便性が良い場合もあるし、3級地-1の地域に隣接している3級地-2の地域は、そこまで生活が不便でない場合もある。交通機関の利用経費は、両地域においてはそこまで顕著な差はない。
- ・ 「平均的な生活」においては、日用品費の購入等で費用の差は見えにくい。(モータリゼーション化、ネット販売業の発達等)
- ・ ガソリン価格については、3級地-1の地域が高く、3級地-2の地域は安い傾向があるが、その他費用については較差を感じるほどの違いを感じられない。
- ・ 商品やサービスの価格に大きな違いはない。3級地-1の地域と3級地-2の地域で大きな割合を占める中山間地域においては、小規模な商店ばかりで価格が落とされない地域、また、生活用品や食品の調達のために多くの交通費を要する地域もあり、都市部並か、むしろ多くの費用がかかっている現状も見られる。
- ・ 3級地-1の地域と3級地-2の地域は、いずれも隣接しており山間部に所在しているが、生活需要や物価において差はないと思われる。両地域では、山間部に所在することで物品の仕入れ等にコストがかかっており、その他の隣接する市部と比べて日常生活にかかる費用が安価であるということはない。
- ・ 移送費対象外の交通費は、電車などの不便地ではコミュニティバスが運行されており、日用品に関しては、大型ショッピングセンターやインターネット購入ではどの地域も大きな費用の差はなく、家賃以外の差は少ないと思われる。
- ・ 程度の差はあれど、全国チェーンの商業施設があり、概ね同じ生活費。
- ・ 大型店やチェーン店が存在する地域が、その取扱う商品やサービスが廉価となる。
- ・ 総合的には、3級地-1の地域と3級地-2の地域で生活に要する費用の違いはほとんどない。

※ 「枝番1の地域での平均的な生活」と「枝番2の地域での平均的な生活」について、生活に要する費用の違いに関する見解として、自由記載欄に回答があった内容を、厚生労働省において、地域名等の表現を統一し、個別の市町村名を匿名化して掲載。

(3) - ② 3級地-1と3級地-2の平均的な生活に要する費用の違いについての見解 (2/4)

<3級地-2の地域の方が高い>

- ・ 3級地-1と3級地-2の地域内において、地元の小売店がほとんどないため、他地域の中心的自治体まで交通費をかけて2時間近く移動して買い物しなければならないような自治体があり、特に、3級地-2の地域に多い。灯油代は、消費量が同様でも、近隣の都市部から遠距離にある自治体の場合、輸送コストが上乘せされ、購入価格が高くなる。
- ・ 食料品や衣類、特に家具・家電は、量販店等の店舗の有無により購入先が限定され、過疎化が顕著であり店舗数が少ない3級地-2の地域の方がより影響を受ける。
- ・ 大型量販店の店舗数が3級地-1の地域に比べ3級地-2の地域は少ないため選択肢がない分、単価が高いように思われる。このことから3級地-2の地域に住んでいるほとんどの人が3級地-1の地域に買い物に行く傾向がみられるため交通費も多くかかっていると思われる。
- ・ 光熱・水道費用は、水道料金の単価が3級地-1の地域内及び3級地-2の地域内でも差異があり、一概に比較することはできないが、全体的に3級地-2の地域の方が水道料金が高い傾向がある。
- ・ 衣類は家具、電化製品はチェーン店で購入することが多いため価格の差はほぼない。大差はない印象。公共交通機関は3級地-2の地域がより不便な印象。また、生活扶助は都市部の方が高額になっているが、一類の個人消費に係る需要分については、都市部の方が食料調達などは、比較的安価で容易に入手が可能のため、内陸部、特に山間地の一類は見直す必要があると考える。
- ・ ライフライン、交通費については、3級地-2の地域の方が高いと思われる。その他物品については、一概には言えない。(平均なのか、最大値、最小値による)輸送路が貧弱で日常品が安価に手に入る店が殆ど無いというえ、公共交通機関の運賃も高額であることから、店舗までの移動にも費用がかかり、結果日常的にかかる費用が他地域よりも高い

※ 「枝番1の地域での平均的な生活」と「枝番2の地域での平均的な生活」について、生活に要する費用の違いに関する見解として、自由記載欄に回答があった内容を、厚生労働省において、地域名等の表現を統一し、個別の市町村名を匿名化して掲載。

(3) - ② 3級地-1と3級地-2の平均的な生活に要する費用の違いについての見解 (3/4)

< 3級地-2の地域の方が高い(続き) >

- ・ 3級地-2の地域では生活圏内に商店・量販店等が全くないため、3級地-1の地域よりも物価が高い傾向にある。3級地-2の地域の在住者は3級地-1の地域まで安価な商品を探して買い物をせざるを得ない状況もあり、その分交通費がかかる。
- ・ 3級地-1の地域に存在する量販店や格安店は3級地-2の地域には存在しない場合が多く、同水準の生活を行おうとすれば、3級地-2の地域の方が費用は嵩むと思われる。なお、同じ地域グループの中でも離島の地域については、生活用品の購入費用は非常に高い実態がうかがわれる。
- ・ 3級地-1、3級地-2の地域とも、町については町内で買い物を完結させようとする、地元の個人商店等で購入することになると割高になり、特に家具家電についてはその差が大きくなる。反対に町外で買い物をしようするとその分交通費や配送料がかかる。
- ・ 3級地-1の地域より3級地-2の地域のほうが市が少なく、その規模も比較的小さい。3級地-2の地域は、3級地-1の地域より町村の数も多いが、規模が小さければその分安く暮らせるとは言えず、むしろ物価や交通費を考慮すると3級地-2の地域のほうが割高になることも多い。
- ・ 3級地-2の地域においては、総じて店舗の数が少なく、特に大型店舗の数が非常に少ない。個人小売店で購入する場合は定価販売が多い。交通機関は脆弱で移動のコストは高くなる。なお、農山漁村では高齢化が進んでおり、WEB購入はほとんど利用されていないと思われる。
- ・ 3級地-2の地域は、3級地-1の地域と比べると地域内にある店舗は少なく、価格の安い店舗を選んで購入・利用することも困難なため、3級地-1の地域より生活に要する費用が高いと感じる部分がある。

※ 「枝番1の地域での平均的な生活」と「枝番2の地域での平均的な生活」について、生活に要する費用の違いに関する見解として、自由記載欄に回答があった内容を、厚生労働省において、地域名等の表現を統一し、個別の市町村名を匿名化して掲載。

(3) - ② 3級地-1と3級地-2の平均的な生活に要する費用の違いについての見解 (4 / 4)

< 3級地-2の地域の方が高い (続き) >

- ・ 3級地-2の地域は必要な品物が売っていないため、量販店が多い3級地-1の地域に買い出しに行くのに交通費がかかる。また、3級地-2の地域には商店等が少なく、販売価格が高くなる等、3級地-2の地域の方が生活費がかかる。
- ・ 大型チェーン店の利用が増えたと思われるため、過去と比べて生活に要する費用の価格差は少なくなったと思われる。級地区分の違いによる費用の較差はあまり感じられないが、同じ級地区分でも、山間部や比較的都市圏に近いなどの地域では、家賃相場や交通費等に差が生じていると考えられ、3級地-2の地域の一部では、バスの本数が少ないため、やむを得ずタクシーを活用する等、3級地-1の地域よりも生活に要する交通費が多い傾向にあると考えられる。
- ・ 3級地-1の地域は、比較的大きな商業施設がより多く立地しており、日用品等を安価で購入できる。3級地-2の地域は、中心部に中小規模の店舗が少数立地するのみで、購入時は、公共交通機関の路線廃止や減便などの交通アクセスの悪化により、車やタクシーの利用等による交通費の負担率が高い。また、3級地-2の離島地区は物流のコストがかかるため、ガソリン代や生活必需品等が割高となっている上、島外への行き来には交通費(船・飛行機)がかかる。
- ・ 交通費は、3級地-2地域の方が安価な公共交通機関の利用が比較的困難と思われるため、高くなっているのではと予想している。

※ 「枝番1の地域での平均的な生活」と「枝番2の地域での平均的な生活」について、生活に要する費用の違いに関する見解として、自由記載欄に回答があった内容を、厚生労働省において、地域名等の表現を統一し、個別の市町村名を匿名化して掲載。

(4) 枝番1の地域と枝番2の地域の平均的な生活に要する費用の違い以外についての見解 (1/4)

<枝番1と枝番2の地域の平均的な生活費用の違いについて判断が難しいとする見解>

(1級地)

- ・水道料金は、各市町村ごとに大きく異なる。
- ・家計調査や消費者物価指数の調査では一部の市に係る統計データしかないため、その他の市を含めた地域間の比較ができず、生活に要する費用の違いを特定することができない。
- ・枝番1の地域、枝番2の地域といった一括りにして比較することは困難。
- ・判断が困難である。

(2級地)

- ・生活様式については、比較可能な統計データもなく、明確な違いがあるかどうかは不明。
- ・枝番1の地域、枝番2の地域の生活に要する費用は、客観的なデータを有していないため不明。
- ・両地域を比較する指標がないため、平均的な生活の較差は困難である。
- ・光熱水道のうち水道に係る費用については、2級地-1の方が費用が高いが、光熱水道全体の費用についてはわからない。

※ 「枝番1の地域での平均的な生活」と「枝番2の地域での平均的な生活」について、生活に要する費用の違いに関する見解として、自由記載欄に回答があった内容を、厚生労働省において、地域名等の表現を統一し、個別の市町村名を匿名化して掲載。

(4) 枝番1の地域と枝番2の地域の平均的な生活に要する費用の違い以外についての見解 (2/4)

<枝番1と枝番2の地域の平均的な生活費用の違いについて判断が難しいとする見解(続き)>

(3級地)

- ・ 枝番1の地域と枝番2の地域の物価等を比較するデータがないため、費用の較差及びその程度については不明。輸送コスト等の関係で、離島地域の方が物価が高い。家具や家電など高価な物は、取り扱う店舗が郡部では少ないため、市部にある店舗で購入する場合も多い。価格は地域、量販店や個人店舗などの形態によっても左右され、また通販の普及等の影響も考えられることから、費用の較差についての判断は難しい。
- ・ 水道料金は、一概にどちらが高いとは言えない状況。
- ・ 各家庭の生活圏域が級地区分の中にとどまっていないことや、上水道料金の単価一つをとっても、同一の級地区分の中に高額在市町村と低額の市町村が混在している状況にあること等から、生活に要する費用の違いについて一概には言えない。
- ・ 広大な面積を有しており、枝番1の地域と枝番2の地域とで一概に比較が出来ない。
- ・ 枝番1、枝番2の地域の生活に要する費用は、客観的なデータを有していないため不明。
- ・ 同じ級地区分内で都市化の進んでいるところと過疎化の進んでいるところが混在し、すでに級地内での統一性が失われており、枝番1と枝番2の両地域の比較は困難。
- ・ 判断が困難である。
- ・ 広域合併が行われて各市町の面積が広いこと、市町内でも市街化されている地域と農山漁村、島しょ部の地域とで生活は大幅に異なる。そのため、平均化することは困難。
- ・ 位置や規模もバラバラで一概にどちらの生活費が高いか安いかを述べることは困難。
- ・ 水道に係る費用については、3級地-2の方が費用が高いが、光熱水道全体の費用についてはわからない。
- ・ 離島地域は、遠隔性、散在性、狭小性等の条件不利性により、移動に係るコストが高く、生活必需品等の価格がその他の地域と比較して割高になっている。離島の自治体が混在しているため、上位枝番の地域と下位枝番の地域での平均的な生活が想定困難。
- ・ 地域によってガソリンや灯油、暖房器具にかかる総費用が異なる。

※ 「枝番1の地域での平均的な生活」と「枝番2の地域での平均的な生活」について、生活に要する費用の違いに関する見解として、自由記載欄に回答があった内容を、厚生労働省において、地域名等の表現を統一し、個別の市町村名を匿名化して掲載。

(4) 枝番1の地域と枝番2の地域の平均的な生活に要する費用の違い以外についての見解 (3/4)

<個別の級地指定に関する見解>

(2級地)

- ・ 2級地-1の市で級地が高すぎるものがある。近隣市町と同じ3級地で良い。
- ・ 過疎辺地によっては、商店が皆無の地域もあり、高齢世帯にあっては、移動販売車に頼らざる得ない地域もある。インターネットを利用し購入できれば、比較的、安価で購入できるものもあるが、やはり高齢者へのインターネットの普及率の低さから、移動販売に頼らざるを得ないことから、スーパーでの購入よりも、若干コストが上がる。

(3級地)

- ・ 3級地-1の中核市が、2級地-1の同じ中核市に比べ人口が多い等を踏まえれば、現行にアンバランスが見られる。
- ・ 比較的都市部に位置している市町村について、その他の町村より生活に要する費用は高いものと思われる。
- ・ 市町村合併により、山間部の級地区分が上がり、町村間のバランスが若干崩れていると思われる。
- ・ 同じ級地区分の中でも離島の地域については、生活用品の購入費用は非常に高い実態がうかがわれる。

<級地の指定単位に関する見解>

(2級地)

- ・ 2級地に隣接する3級地は、生活費、家賃等の実質的生活費は変わらないため、市町村で区別するのは実態と合っていない。

(3級地)

- ・ 合併により新市部と旧市部で較差のある自治体もあると思われる。
- ・ 各市の中心部は商業施設等が比較的充実しているが、山間部に住んでいる住民は自動車を所持していない場合に公共交通機関やタクシーを利用する必要がある。

※ 「枝番1の地域での平均的な生活」と「枝番2の地域での平均的な生活」について、生活に要する費用の違いに関する見解として、自由記載欄に回答があった内容を、厚生労働省において、地域名等の表現を統一し、個別の市町村名を匿名化して掲載。

(4) 枝番1の地域と枝番2の地域の平均的な生活に要する費用の違い以外についての見解 (4 / 4)

<住宅扶助に関する見解>

(1級地)

- ・家賃相場は、枝番1の市中心部の方が比較的高い傾向にある。

(3級地)

- ・家賃については、枝番1の地域が高く、枝番2の地域が低いという現状はある。

<その他の見解>

(1級地)

- ・国の統計による分析結果をもとにご検討いただきたい。
- ・各市町の現行の級地区分の決定の理由や根拠を示していただいた上で、現状の実態との乖離の有無などを判断できるものと思料。

(3級地)

- ・同じ級地内でも、生活実態には差があり、級地で区分されているのは、ある意味、差別と捉えられ兼ねない。一律でも構わないが、較差を付けなければならないとすれば、温暖地域における夏季期間、寒冷地域における冬季期間など、級地区分よりも、むしろ一時扶助や加算などにより消費生活実態にあった保護基準の決定が重要。

※ 「枝番1の地域での平均的な生活」と「枝番2の地域での平均的な生活」について、生活に要する費用の違いに関する見解として、自由記載欄に回答があった内容を、厚生労働省において、地域名等の表現を統一し、個別の市町村名を匿名化して掲載。